

リースの取扱について

第1 取扱基準

リースは民間リース会社等（以下本取扱において「事業主体」という。）と当該設備を利用する農業者等（以下本取扱において「借受者」という。）との間でいわゆるリース契約を締結する事業であって次の要件を満たすものとする。

- 1 リースする期間は、アシストスーツは5年以上、それ以外については7年以上とする。
- 2 補助対象経費は、以下のとおりとする。
購入費、設置工事費
- 3 年間リース料は、次の算定式で算出した額以下であること。

$$\text{年間リース料} = \frac{(\text{購入金額} + \text{設置工事費} - \text{補助金}) + \text{動産総合保険料} + \text{固定資産税} + \text{事務手数料}}{\text{リース期間}}$$

- 4 事業主体と借受者との間において、リースの目的、期間、年間リース料、利用料納入の期限及び方法、目的外使用の禁止等の事項について明記されたリース契約を締結するものであること。
- 5 借受者は、設備の利用を責任をもって行い、災害等により当該設備に異常がおきた場合は、事業主体に速やかに報告するとともに、事業主体は、規則第11条に基づき報告を行うこと。
- 6 事業主体は、借受者に対してあらかじめリース実施に必要な調査・審査及び必要書類、連帯保証人の徴求等できるものとする。

第2 リースの実施方法

1 実施内容

- ① 借受者が導入したい設備の仕様を前提として、借受者が3者以上のリース事業者からリース契約見積依頼書を送付する。（借受者が事前に導入したい設備について3者以上の販売業者に価格見積を行い、その内容を基にリース契約見積依頼書を送付することが望ましい。）
- ② リース事業者からリース契約書（案）（リース料金含む。）を借受者に提示する。ここで借受者が事業主体を決定する。なお、借受者は決定した事業主体のほか、選考に漏れたリース契約見積依頼先に連絡すること。
- ③ 事業主体は、上記までに決まった事項を基に市長に補助金の交付を申請する。
- ④ 市から事業主体へ補助金の交付の決定を通知する。
- ⑤ 借受者と事業主体とでリース契約を締結する。

2 リース実施の手続きに必要な参考様式

- （1）実施内容①について：参考様式第1号「リース契約見積依頼書」
- （2）実施内容③について：要綱別表の提出書類に契約書（案）を添付すること。

3 その他必要な事項

- （1）事業主体のしゅん工報告について

事業主体は、リース契約を締結し、借受者に設備が導入されたときは、設備の確認を行った上で、補助事業実績報告書に必要な書類とリース契約書を添付し市長へ報告するものとする。

また、事業主体はあらかじめ以下に示す補助事業簿冊を整備しておくものとする。

[補助事業簿冊の内容]

- ① 事業計画書及び仕様書等 （借受者から事業主体へ提出）
 - ② 設備購入のための3者以上の見積書又は入札関係書類（借受者から事業主体へ提出）
 - ③ リース設備注文契約書又は売買契約書 （事業主体）
 - ④ リース設備借受書（納品書と同様）又は納品書 （事業主体）
 - ⑤ 設備の確認写真 （事業主体）
 - ⑥ リース契約書 （事業主体）
 - ⑦ 売買代金の支払い額、年月日がわかる帳票 （事業主体）
 - ⑧ 補助金の受入額、年月日がわかる帳票 （事業主体）
 - ⑨ 補助金の往復文書 （事業主体）
- 〈補助金等交付申請書・交付決定・実績報告書・確定通知〉